

第7回大磯町地方自治基本条例策定に関するワークショップ 議事録
平成22年1月27日(水) 17:30~19:30

○「町の責務」、「町長の責務」、「執行機関の責務」、「職員の責務」、「住民の責務」

※責務と義務は、似て非なるものである。

責務：政治的・道義的な義務であり、「～として」などのあるべき論のことである。

義務：法的な義務であり、無視すると法律違反になる。

例) 動物愛護法

「ペットに水やえさを与えなければならない」→義務規定

「ペットには終生、愛情を持たなければならない」→責務規定

◎町、町長の責務→どうあるべきか、理想の運営をしているかの問題。

委員：行政は、住民の生命財産を第一に行政を運営してほしい。

委員：町の施設が限られた使い方しかできないので、拘束された考えを柔軟にしてほしい。

→臨機応変、柔軟な対応なら可能だが、不公平になる恐れがある。

委員：町長の期間が他の町と比べて、比較的短い。町長が変わっても、目指すまちづくりは変えないでほしい。

→前文に書けばよい。

委員：自治会に入っていない人の意見をまとめて反映するのも必要。

→西洋では、自治会に入っていない人の意見は排除される。

自治会について：自治会は、地方に行くときより強くなる。例) 沖縄

大磯の自治会は、大きな地区ではバラバラで、小さな地区はまとまっている感じがする。

自治の理想：自分たちの町は、自分たちで責任を持つ。

委員：町は、町民からの税金で運営しているから、最小のエネルギーで最大のサービスを提供してほしい。

委員：町には、まだ民間の厳しさが足りない。

委員：職員が一生懸命働いている雰囲気作りをしてほしい。

→公務員倫理の問題。

→公務員倫理を条例に規定した例はない。

◎倫理と法は逆の方向を向いている。

倫理：あるべき姿をいう。

委員：広い意味で無駄をなくしてほしい。

→説明責任：不確定概念の争いを解決するために行う。

委員：住民が町に参加し易い環境づくりをしてほしい。

委員：「責務」の意味を明文化してほしい。

委員：町民の責務を条例に入れてほしい。

町の構成員として、町の発展のために、などの文言が考えられる。

委員：町民の人権、人格を守る必要がある。

委員：町民全体の福祉のために税金を使ってほしい。

何が町民のためになるかよく考えて

「執行機関の責務」に情報公開を入れる。

委員：情報公開などの当然の責務は条例に入れる。

「情報公開は、行政側から自発的に出さなければならない。」という規定を行うべき。